

| 平成29年11月秋田市議会定例会提出予定案件 | | |
|------------------------|---------------------------------------|---|
| | 件名 | 説明 |
| | 「 条 例 案 」 14件 | |
| 1 | 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件 | <p>○改正理由</p> <p>障がい者差別解消調整委員会委員および障がい者差別解消支援地域協議会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 障がい者差別解消調整委員会委員の報酬の額を日額7,000円とする。</p> <p>2 障がい者差別解消支援地域協議会委員の報酬の額を日額7,000円とする。</p> <p>○施行期日</p> <p>平成30年4月1日から</p> |
| 2 | 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を設定する件 | <p>○設定理由</p> <p>障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進するため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <p>1 条例の制定の理念を明らかにするため、前文を設ける。</p> <p>2 この条例は、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進することを目的とする。</p> <p>3 この条例における用語の意義について規定する。</p> <p>4 障がいがある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること等を基本理念とする。</p> <p>5 市は、障がいおよび障がいのある人に対する事業者および市民の理解を深める等のため、必要な施策を実施する。</p> <p>6 事業者は、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深める等とともに、</p> |

- 障がいのある人に対し合理的配慮の提供をするよう努めることとする。
- 7 市民は、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策の推進に協力するよう努めることとする。
 - 8 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。
 - 9 市、事業者および市民は、不当な差別的取扱いにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならないこととする。
 - 10 市は、障がいのある人から意思の表明があった場合は、合理的配慮の提供をしなければならないこととする。
 - 11 事業者は、障がいのある人から意思の表明があった場合は、合理的配慮の提供をするよう努めることとする。
 - 12 障がいのある人等又は事業者は、市に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができること等とする。
 - 13 障がいのある人等又は事業者は、相談事案が解決されないときは、市長に対し、助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができること等とする。
 - 14 市長は、助言又はあっせんを行うことが適当であると認めたときは、関係者に対し、助言又はあっせんを行うこと等とする。
 - 15 市長は、障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が助言又はあっせんに従わないときは、これに従うよう勧告することができることとする。
 - 16 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、秋田市障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置くこととする。
 - 17 調整委員会は、委員12人以内をもって組織すること等とする。
 - 18 調整委員会の委員の任期は2年とすること等とする。
 - 19 調整委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとする。
 - 20 市は、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めるための広報その他の啓発活動を推進することとする。
 - 21 市は、障がいがある人もない人も相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保等に努めることとする。
 - 22 市は、障がいのある人が容易に情報の取得等を行うことができるようにするため、必要な支援を行うこととする。
 - 23 市は、障がいのある人が情報を速やかに得ることができるよう、障がいの特性に配慮した手段等による情報の提供を行うよう努めることとする。
 - 24 市は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の普及に努めることとする。
 - 25 市は、障がいのある人の意思疎通を支援する者の養成等のため、必要な支援に努めることとする。

- 26 市は、障がいのある人の自立および社会参加の促進のため、公共交通事業者等の理解等を得るよう努めることとする。
- 27 市は、障がいのある人が必要とする就労に係る支援等を行うこととする。
- 28 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

○施行期日

平成30年4月1日から

3 秋田市障がい者差別解消支援地域協議会条例を設定する件

○設定理由

障がいを理由とする差別を解消するための取組に係る協議等を行う障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置するため、この条例を設定しようとするもの

○要旨

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、協議会を置くこととする。
- 2 協議会は、障がいを理由とする差別を解消するための取組に係る協議等を行うこととする。
- 3 協議会は、委員20人以内をもって組織することとし、学識経験を有する者、市の機関に属する者等のうちから市長が委嘱し、又は任命することとする。
- 4 協議会の委員の任期は2年とすること等とする。
- 5 協議会に会長および副会長を置くこと等とする。
- 6 協議会の会議は、会長が招集すること等とする。
- 7 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとする。

○施行期日等

平成30年4月1日から

条例の施行後最初に開催される協議会の会議の招集は、市長が行うこととする。

4 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件

・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）：平成29年6月2日公布、平成29年7月31日施行

○改正理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正（平成29年法律第47号）に伴い、承認地域経済牽引事業に係る固定資産税の課税免除について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>5 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 題名を「秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」とする。 2 承認地域経済牽引事業のための対象施設を促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者に対して課する固定資産税の課税を免除することとする。 3 法律の改正に伴う規定の整備を行う。 4 旧同意基本計画に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による旨の経過措置を規定する。 <p>○施行期日 公布の日から</p> <p>○改正理由 上新城地域センターを上新城地区コミュニティセンターとして設置するとともに、飯島南地区コミュニティセンターを新たに設置するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上新城地区コミュニティセンターを、秋田市上新城五十丁字小林88番地5に設置する。 2 飯島南地区コミュニティセンターを、秋田市飯島字南場掛318番地2に設置する。 <p>○施行期日等 平成30年4月1日から。ただし、2は同年6月25日から</p> <p>1 についての使用の申込みは同年3月1日から、2 についての使用の申込みは同年6月1日から受け付ける。</p> |
|-----------------------------------|---|

6 秋田市平和公園条例の一部を改正する件

○改正理由

平和公園に合葬墓を設置し、その永代使用料等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 平和公園に多数の焼骨を共同で直接埋蔵する施設である合葬墓を新たに設ける。
- 2 合葬墓を使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者でなければならないこと等とする。
- 3 合葬墓を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこと等とする。
- 4 墓地および合葬墓の維持管理上必要があるときは、使用の制限等を行うことができることとする。
- 5 合葬墓の利用者は、使用を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならないこと等とする。
- 6 市長は、利用者が使用許可を受けた目的以外に合葬墓を使用しようとしたとき等は、使用許可を取り消すことができることとする。
- 7 合葬墓の永代使用料は、1体につき17,000円とする。
- 8 条項の追加等に伴う規定の整備を行う。

○施行期日

平成30年4月1日から

7 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件

○改正理由

南部市民サービスセンターの別館を設置し、その施設について定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 センターの別館の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|----------------------------------|-------------------------------|---|
| 秋田市 南部市 市民サー ビスセ ンター | 秋田市 御野場 一丁目 5番1 号 | 牛島地区、卸町地区、大住地区、仁井田地区、御野場地区、御所野地区、山手台地区、上北手地区および四ツ小屋地区 |
| 別館 | 秋田市 牛島東 六丁目 4番5 号 | |

2 センター（公の施設の機能を有する部分に限る。）の施設に音楽室および陶芸工作室を加える。

○施行期日等

平成30年7月24日から。ただし、使用の許可等に関する規定は、同年7月1日から

8 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する件

○改正理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正（平成29年法律第47号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 題名を「秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」とする。

2 法律の改正に伴う規定の整備を行う。

3 工場立地法の特例を適用する場合における改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による旨の経過措置を

・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）：平成29年6月2日公布、平成29年7月31日施行

| | | |
|----|----------------------------|---|
| | | 規定する。 ○施行期日 公布の日から |
| 9 | 秋田市屋外広告物条例の一部を改正する件 | ○改正理由 発電用風力設備の柱部分以外に広告物の表示をすることができることとするともに、屋外広告物等に係る点検の義務を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 発電用風力設備の柱部分以外に広告物の表示をすることができることとする。 2 屋外広告物の表示者等は、当該屋外広告物等の管理者にその状況を点検させなければならないこととする。 3 罰則に関する経過措置を規定する。 ○施行期日 平成30年4月1日から。ただし、1および3は公布の日から |
| 10 | 秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件 | ○改正理由 上北手小学校の給食を東小学校で調理することに伴い、東小学校、上北手小学校共同調理場を設置するため、改正しようとするもの ○改正要旨 東小学校、上北手小学校共同調理場を設置する。 ○施行期日 平成30年4月1日から |
| 11 | 秋田市公民館設置条例を廃止する件 | ○廃止理由 北部公民館を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの ○施行期日等 平成30年4月1日から 条例の廃止に伴い、秋田市公民館使用条例を廃止する。 |

| | | |
|----|--|---|
| 12 | 秋田市北部農業者総合研修センター設置条例を廃止する件 | <p>○廃止理由 北部農業者総合研修センターを廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p> |
| 13 | 秋田市下新城交流センター条例を設定する件 | <p>○設定理由 下新城交流センター（以下「センター」という。）を設置し、その使用等について定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> |
| | ○要旨 | |
| | <p>1 地域の住民の交流の促進を図るため、センターを設置する。</p> <p>2 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこと等とする。</p> <p>3 市長は、管理上支障があるときはセンターの使用の許可の取消しができること等とする。</p> <p>4 センターは目的以外の使用等を禁止することとする。</p> <p>5 センターの使用者は、その使用を終えたとき等は、原状に回復しなければならないこととする。</p> <p>6 センターの使用者は、センターを汚損し、損傷し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならないこととする。</p> <p>7 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。</p> <p>8 施行日前に廃止前の秋田市公民館使用条例の規定によりなされた許可その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の経過措置を規定する。</p> | |
| | | <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p> |
| 14 | 秋田市将軍野高齢者学習センター設置条例の一部を改正する件 | <p>○改正理由 北部公民館の廃止に伴い、将軍野高齢者学習センターに分館を置くことができることとするとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> |
| | | ○改正要旨 |
| | <p>1 将軍野高齢者学習センターに必要があるときは、分館を置くことができることとする。</p> <p>2 分館の名称および位置ならびに分館に</p> | |

| | | |
|----|--------------------------------|---|
| | | <p>必要な事項は、別に教育委員会規則で定めることとする。</p> <p>3 1および2に伴う規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p> |
| | 「 単 行 案 」 2 件 | |
| 15 | 秋田市土崎みなと歴史伝承館の指定管理者を指定する件 | <p>○土崎みなと歴史伝承館の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 土崎みなと街づくり協議会 ・ 指定の期間 平成30年3月24日～平成35年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p> |
| 16 | 市道路線を認定する件 | <p>○住民要望に伴い設置された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定路線 7路線 延長1,118.82m ・ 認定後の市道路線延長 約2,018.5km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p> |
| | 「 予 算 案 」 13 件 | |
| 17 | 平成29年度秋田市一般会計補正予算（第8号）の件 | ○資料別紙 |
| 18 | 平成29年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件 | |
| 19 | 平成29年度秋田市市営墓地会計補正予算（第3号）の件 | |
| 20 | 平成29年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）の件 | |
| 21 | 平成29年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件 | |
| 22 | 平成29年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件 | |
| 23 | 平成29年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件 | |

| | | |
|-----------------|---------------------------------|---|
| 24 | 平成29年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件 | ○資料別紙 |
| 25 | 平成29年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件 | |
| 26 | 平成29年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件 | |
| 27 | 平成29年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件 | |
| 28 | 平成29年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件 | |
| 29 | 平成29年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件 | |
| 「追加提案」 | | |
| 「人事案」 9件 | | |
| 30 | 秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件 | ○教育委員会委員野口かおり氏の任期満了（平成29年12月26日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの ・任期4年 ※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項 |
| 31 | 秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 | ○固定資産評価審査委員会委員阿部千鶴子氏の任期満了（平成29年12月24日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期3年 ※提出根拠法：地方税法第423条第3項 |
| 32 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | ○人権擁護委員三浦清氏の任期満了（平成30年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項 |

| | | |
|----|--------------------------|--|
| 33 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | <p>○人権擁護委員天野博子氏の任期満了（平成30年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p> |
| 34 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | <p>○人権擁護委員高山万紀子氏の任期満了（平成30年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p> |
| 35 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | <p>○人権擁護委員稲場みち子氏の任期満了（平成30年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p> |
| 36 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | <p>○人権擁護委員松田久子氏の任期満了（平成30年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p> |
| 37 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | <p>○人権擁護委員手賀務氏の任期満了（平成30年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p> |
| 38 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | <p>○人権擁護委員山王丸愛子氏の任期満了（平成30年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p> |